

平成二十一年第七回垂井町議会定例会第三日

平成二十一年九月十七日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	奥	村	耕
六	番	奥	村	耕
七	番	末	政	京
八	番	岩	崎	秋
九	番	丹	羽	豊
十	番	丹	羽	次
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	田	陽	一
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第七回垂井町議会定例会第三日議事日程

開議 平成二十一年九月十七日（木）

午前九時

日程第一 諸般の報告

日程第二 議第五十五号 垂井町国民健康保険条例の一部改正に

ついて

日程第三 議第五十六号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第四 議第五十七号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第四号)

日程第五 議第五十八号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

日程第六 議第五十九号 平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)

日程第七 議第六十号 平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

日程第八 議第六十一号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第一号)

日程第九 議第六十二号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)

日程第十 議第六十三号 平成二十一年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第十一 議第六十四号 J R垂井駅南口エレベーター設置工事請負契約の締結について

日程第十二 議第六十五号 朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の締結について

日程第十三 議第六十六号 教育委員会委員の任命について

日程第十四 議第六十七号 名誉町民の顕彰について

日程第十五 議会議案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について

日程第十六 議員派遣の件

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長(衣斐弘修君) これより本日の会議を開きます。(午前九時一分)

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、十一番小林敏美君、十二番広瀬康君を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

九月八日の会議における発言について、吉野誠君及び総務課長から報告第五号での個人名の部分、及び建設課長から議第五十四号での住所及び個人名の部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、吉野誠君、総務課長及び建設課長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第二 議第五十五号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第五十五号垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十五号垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三 議第五十六号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第五十六号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十六号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第五十七号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第四号）

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第五十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 九ページの老人福祉費、高齢者生きがい対策拠点施設整備事業、これはどこに何をにつくられるのかということでお尋ねをいたします。

また、建築設計委託料としても載っておりますが、町職員の中にこの資格を持った方が二、三おられるように聞いておりますが、そういう方をお願いすればこの委託料というのはなくなるんじゃないかということをお尋ねいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 九番議員の御質問でございます。老人福祉費の高齢者生きがい対策拠点施設整備事業でございますけれども、これにつきましては、現在、福祉会館の西にありますシルバー人材センターの事務所、並びに岩手の方にあります作業所の方もかなり老朽化しておりますので、消防署の北側の河川のところですけれども、今現在、町の有料駐車場がありますが、そのの上流側の土地のところに新しくその事務所と作業所を設けたというものでございます。また、こちらの方ににつきましては、地域活性化・経済危機対策の臨時交付金を財源とするというもの

でございます。

また、こちらの設計につきましては、こちらの方で委託料を見ておるわけでございますけれども、この新しい場所につきましては相川のところということで、河川法の関係の手続等もございまして、あとは現場監理等も当然含まれてくるということで予算の方には計上させていただきました。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 九番議員の御質問の中で、建設課の職員の中には一名、建築に係る職員がおりますけれども、通常、私どもでやっておりますのは消防団の車庫とか、小さな倉庫とか、そういったものを設計いたし、確認申請をとったりして実施しておりますので、大きなものにつきましては今まではやったことはございません。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 今、答弁いただきました中に、設計は小さいものはやると。設計というのは大きくても小さくても、ただ線が延びるだけの話で、別に大きくてもできるんじゃないかと。それほどでかいものになるのかということをお尋ねすると、構造的にどのような構築物、木なのか、鉄なのか、コンクリートなのかということもお尋ねしますし、今、同僚議員の中から排水はできるのかどうかというようなお尋ねがございましたので、そういうことも含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

「健康福祉課長小川孝夫君登壇」

健康福祉課長（小川孝夫君） 九番議員の再質問でございます。計画している建物についてでございますけれども、まだこれは確定ではございませんけれども、今のところの案といいますか、大体このようなものということでございますが、事務所につきましては鉄骨の平家建てで、大体五十平米ぐらい。それから作業所につきましても鉄骨づくりの平家で、これも四十平米ぐらい。両方合わせて百平米ぐらいかなというところでございます。

あと排水につきましては、今のところの予定では北側ですね。町の駐車場がございますけれども、その北側をずうっと通りまして、消防署の前の町道がありますけど、あそこの側溝へつなぐというふうな予定をしております。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「議長」と呼ぶ者あり」

八番末政京子君。

「末政京子君登壇」

八番（末政京子君） お尋ねいたします。

九ページの児童福祉施設費の中の備品購入費でございますけれども、小児用のAEDを導入というふうに聞きましたが、この具体的な部分をお尋ねしたいことと、それとあわせて、先生への救命講習会というのは行われるのかどうかということと、もう一つには、公共施設にほとんどAEDは導入されたと思いますが、夢の屋においては毎日多くの方が利用されておりますが、ここには、先日、私も行かせていただきましたけれども導入されてお

りませんが、関連ですけれども、この夢の屋にも設置してはいいかかということでお尋ねしたいと思います。

それと、十ページ、十一ページにまたがると思えますけれども、教育費の中でございます。今回、国の補正で入っているんですが、学校ICT環境整備事業としての部分がございます。パソコンや校内LANとかデジタルテレビなどの整備が計上されておりますが、ここの中の備品購入、電子黒板、デジタルテレビ、それぞれのスケジュールについてお伺いしたいことと、それと活用に関して、ICTを活用した学習指導のあり方やデジタルコンテンツの活用方法としての先生への研修を考慮しておられるのか、またデジタルも何型を導入されるのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

「健康福祉課長小川孝夫君登壇」

健康福祉課長（小川孝夫君） 八番議員の御質問でございます。児童福祉費の備品購入でございますけれども、これにつきましては、各公立保育園八園に小児用AEDをそれぞれ一台設置するものでございます。この小児用AEDにつきましては、成人用のAEDと本体は同じですけれども、パッドが違うということで、このパッドにつきましては八歳未満で体重が二十五キロ未満の方に適用されるというものでございます。当然この設置しましたときには講習は行いますし、この財源につきましては、安心ことも基金という地域子育て創生事業を財源としております。この補助要件としまして、これは地域にも使ってもらえるようなふうにしてほしいということでございますので、当然、今のところは園の外

にも「この園についてはAEDが設置してあります」というような表示なり、あるいは講習につきましても、近くの方も機会があったら講習会に参加してくださいということで呼びかけをしていく予定はしております。

あと、夢の屋の設置でございますけれども、今回はこの安心子ども基金という基金を財源にしました関係上、ちょっと夢の屋については該当されませんでしたので、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 八番議員の御質問の中で、いわゆるICTの整備の導入スケジュールはどうかという御意見がございました。金額的にもかなりのしてまいります。文教厚生委員会の中でもその購入方法について、入札なのか、あるいは地元優先をするのか、いろんな御意見を賜りました。そのことも踏まえて、十分研究期間を持ちたいというふうに思っておりますが、どちらにしましても、議決後、早目に導入していきたいというふうに思っております。

なお、研修につきましては、各学校一台ずつでございますので、導入の際にそれぞれの学校の中で研修をしていきたいというふうに考えております。

なお、何型かということでございますけれども、基本的には五十インチ以上のものを考えているところでございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 担当が文教厚生に所属しておりますので、七ページの都市計画基本図修正等業務ということで結構なお金がかかっておりますが、これはどのようなお金を使うのかという説明をしていただきたいなあと思っております。

それから、もう一点は、このたびの地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてであります。計画が上がっていないものを上げなさいということでお金の使い方が来ていると思えますし、なかなかそういう意味ではつくられたのは大変だったなあというふうに思っております。しかしながら、実際に地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということは、今度の補正予算の中を見えますと、ほとんど庁舎の備品に使われるような感じを受けております。これも一つの見方から見れば仕方がないのかなあという思いがあります。そこで副町長にお聞きしますけど、今後、こういう臨時交付金がまた出てくるという場合に、垂井町は五次総もつくっておりますけど、五次総ではすぐ間に合わない。こういう臨時交付金が出てきた場合にもっと有効な方法がどういふところがあるのかと、そこら辺を副町長としては今後どういふふうに対処できるのかということを一遍述べていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 二番議員の御質問にお答えいたします。

総務費の方の企画費で都市計画基本図修正等業務ということで予算を計上しております。議員お尋ねの都市計画基本図の修正につきましては、該当予算といたしましては一千七百万円を見込んでおります。この業務の内容でございますけれども、垂井町の都市計画基本図は平成十六年にアナログからデジタル化したわけでございます。そのデジタル化から今年五年が経過しておりますが、昨年の六月に税務課の方で航空写真を撮っております。このデータを活用いたしまして都市計画基本図の修正を行っていくものでございます。

財源につきましては、国の経済危機対策の臨時交付金を充てるものでございます。よろしくお願いします。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 二番議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の趣旨は、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金のようなものが今後出てきた場合の考え方ということであったかと思えます。今回も非常に、議員御指摘のとおり苦慮いたしました。従来、このような交付金、あるいは補助金が提示されます場合、そもそも交付要件等々について慎重な検討が必要となっておりません。特に国庫支出金については、会計検査院もすっかり後からその確認に入っておりますので、そういった関係も踏まえて十分に吟味をする必要がございます。

そのような前提を踏まえた上でという考え方になりますけれども、どのような事業がそれに該当するかという考え方は、財政運用の考え方にある意味当たってくる部分があるのかと思えます。

すなわち、重要なプロジェクトの洗い出しとその管理、こういったものが必要になってくるというふうに考えられます。昨年度以来、このような交付金の動きがあったということで、ある程度関連各課においてはどのような事業が該当するかということで照会を繰り返してきたところでございますけれども、特にこれに充てられるかどうかという判断を極力早目にする必要があるという考え方は持っております。また、大型プロジェクト等で特に財源を充てたいというふうに考えているもので該当するものは当然これにひっかけていきたいという考え方を持っております。しかしながら、このような交付金、先ほどのように交付要件というものがどうしてもつきまといまいますので、ずばりこれということがなかなかない場合もございます。そういう場合においては、逐次その年度において必要な事業を充てていくという考え方で対処してまいりたいと考えております。

〔拳手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） それでは質問いたします。

九ページの民生費、項一社会福祉費、目五の老人福祉費の中の高齢者生きがいというやつで、これはシルバー人材センターの設計ということですが、まず、建設予定地に接している堤防にある道路はどういう種類の道路であるか。

二番目に、現在あるシルバー人材センターの建物は取り壊されるのかどうか。また、跡地利用についてはどういうふうに考えておられるのか。町民の皆さんが要望している公衆便所も一つの考

えではないかとは思いますが、その辺はどういうふうを考えておられるのか。

それと、建てられるところは町有地であると思うんですが、賃料はもらうのかもわからないのか。

それと、その新しくつくられた建物、これに対して下水の接続はどういうふうを考えておられるのかということについて、四点お尋ねいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は九時四十分といたします。（午前九時二十八分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前九時四十二分）

健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 先ほどは失礼いたしました。

六番議員の御質問でございます。四点ございました。

まず、今度の新設予定地の堤防道路でございますけれども、こちらにつきましても町道二十八号線でございます。

あと、現在の建物の跡の利用ということでございますけれども、今後検討項目にはなるかと思えますけれども、場所的にも中心部でございますので、まちづくりの観点も含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

また、賃料でございますけれども、今現在の事務所につきましても、行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に基づきまして徴収しております。今現在は事務所ということで、使用面積一平米当たり一月六百三十円ということで賃料をいただいております。

ますので、その条例に基づきまして今後も徴収していきたいというふうに考えております。

また、排水でございますけれども、新しい区域のところにつきましては下水の認可区域外でございますので、合併浄化槽を設置していきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 下水道の接続については、認可区域外と言われたんですか。外ですか。あそこのタルイピアセンターには行っていますかね。

〔発言する者あり〕

外ですか。外ならやむを得ないというふうには思います。すみません。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 今回の五十七号の補正予算でございますが、町長にちょっとお尋ねしておきます。

今回補正される金額でございますが一億七千三百万円、このうち依存財源が一億五千万円ほど、また自主財源では二千五百万円ぐらいと、そのように認識しておるわけでございますが、毎年十月、十一月、各地区から連合自治会長さん等々の署名で要望等多く出てきておると、このように思っております。そのような中で、当初予算等におきましては、そのうちある程度予算化していただ

いておりますが、例年、この九月の補正予算である程度要望等、事業等計上されておったと思います。今年度はそれらについてはほとんどいいですか、全然それらについては計上されておられません。それらの考え方を町長にお尋ねしたいと、このように思っております。

また、いろいろ今内部留保財源で二億六千万円ほどあるわけですが、これらについてもやはり庁舎の基金とか、また財政調整基金等に積み立ててもあるうかと思えますけど、ぜひとも町民が望んでおられる事業等につきましては、やはりこの時期でございますので、補正等、またよろしくお願いしたいと、このように思いますが、先ほど申しましたように町長の御意見をお尋ねしておきます。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十番議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

今までは従前の九月補正において自治会要望等に対する配分等があつたというような形、今回見送つておるといふような状況について、あるいは九月補正予算全般に対する考え方ということかなというふうに思いますけれども、そのことについてお答えをさせていただきますと思います。

まず、四月からスタートして、一応折り返し、九月において今後の展開という部分でのいろんな財源の見直し等があつて九月補正等が入ってくるわけでありませう。従前、自治会等の要望等も上がつておる中でそれらに対応しておつた部分も予算組みとして上

げておつたところでありませうけれども、今回の九月補正に關しましては、この経済危機対策、あるいは二十年の二次補正の生活対策関係の臨時交付金の事業等がこの後承認を求めるわけでありませうけれども、いろんな事業が大きく入つてきております。そういったものに対する対応というので、やはりかなり苦しい状況にあります。そういったものをしっかりとこなしていった上で進めていきたいという思いがまず一点ございます。

それから財源につきまして、財源の確保と財政運営、これは両方同じような意味合いにとられるかもわかりませんが、その短期間、その時点時点の財源の確保があつたとしても、それを長期的にどう運営していくかという部分は、やはり今後の全般的な、中・長期的な流れの中での財政運営という部分を考慮して使つていかなければならない部分があるうかと思ひます。そういった意味で、財政調整基金等も取り崩しておる状況の中で、こと少し厳しい状況になっております。こういった部分を少しまた何とか頑張つていかなければいけないということも思つておるわけでありませうけれども、そういった形で、財源をやはりしっかりと確保しながら、将来に向けての運営をどうしていくかということ、その両方のバランスをとりながら進めていくのが私どもの仕事であるというふうな認識を持っております。

それと、自治会要望等に対しましては、現行の予算の中でも建設課等、修繕費等で、特に自治会から上がってくる道路整備でありますとか側溝、生活関連の部分、そういったものについてはできるだけ小まめに対応はしていきたいというふうに思ひますが、今一般質問等でもいろいろお話をさせていただきますました自治基本

条例の策定は進んでおるわけでありませうけれども、やはりこれから、国、県等の財源がどんどん限られてくる、あるいは税収が非常に厳しい状況になったときに、従前のように必ず要望すれば何年か先には実現できるというような状況ではなくて、それぞれ要望される側においても、これが本当に要望することによって自分たちがどうなるんだ、これよりもこちらだというような話のことがこれからはどんどん起こってくるべきだというふうに思いますし、それに我々も対応していく。つまり、従前の予算配分ではなく、やはり新たな、住民を巻き込んだ形での協働して考えていく予算配分というものもこれからは必要になってくるというふうに思います。しかし一方で、インフラ整備という部分、これはやはり行政が主体となって考えていかなければならない部分もありますので、そこら辺をしっかりと御相談をしながら運営していきたいというふうに思っております。

九月補正につきまして、今回は自治会地元要望に対する対応ということも考えておりますが、しっかりとそれはやれる部分で対応していきたい。今言いましたようにすべてができるという時代ではなくてきておるといふこともまたいずれのいろんな機会を通じて住民の方々にもお知らせ、あるいはお話をしていかなければならない部分かというふうに認識しております。

「議長」と呼ぶ者あり」

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

「藤墳理君登壇」

一番（藤墳理君） 十ページでございます。保健センター費、児童相談体制整備対策事業百十万円ですね。こちらは聞きしたと

ころによると養育指導訪問車両の購入、これは基本的に買いかえなのですか、買いかえされるのかということと、私の思いの中に福祉政策であるとか子育てであるとか、保健センター事業もその中に入っていると承知いたしますけれども、本当は住民の中に入っていくためには、やはり訪問活動というものが非常に大切になっているというふうに僕自身は認識しておりますし、今、行政の中でもそういった考え方というのは非常に多く見られるようになってきたというふうに思っておりますけれども、今、純然たる訪問事業というのはどのぐらいこなしておられるのか。保健センターは非常に待ち受けているような印象が非常に強いので、そういったイメージからすると、こういった車両を購入していただくことによつて、より活発な訪問活動が行われるであろうということが予想できるんですけども、その辺について、課長及び町長に所見を伺いたいと、そんなふうに思っております。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

「健康福祉課長小川孝夫君登壇」

健康福祉課長（小川孝夫君） 一番議員の御質問でございますが、保健センターで今回補正を見ております児童相談体制の対策事業ということでございますけれども、こちらの車両につきましては、今のところは買いかえの予定をしております。一番古い車両で今平成四年式の軽の車を使用しておりますけれども、ちょっとぐあいが悪くなってきたということと、今回、財源もつくということとで補正を見させていただきました。

また、その訪問活動でございますけれども、議員おっしゃるとおり、今は保健センターは、センターで待っているという状況で

はなくて、みずから地域へ出かけていくということが非常に重要視されております。特に今はいろいろ問題を抱えておられる若いお母さん方、あるいは精神的な障がいをお持ちの方もおられます。そういった意味で、保健センター事業としてあそこを拠点として各種健診事業でありますとか予防接種事業とがありますので、時間的には限られてきますけれども、できる限りそのあいた時間を見つけて、今現在も、独居老人の認定がされた方についてはうちの課の職員と保健センター保健師と訪問しておりますし、あるいは乳児健診等で直接家庭訪問して指導した方がいいという御家庭については担当の保健師が出かけております。それについては今後より一層充実していきたいというふうに考えております。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の御質問にお答えをさせていただきます。と思います。

保健センターの訪問事業についてということでしたけれども、今、担当課から説明がありましたように、訪問事業ということに限らず、保健センターの役割として地域のそういった医療活動、あるいは安全の部分、安心の部分の中核的な施設という形のとらえ方をしております。訪問事業だけに限らず、さまざまな事業を通じて啓発・啓蒙をしていくという立場にありますので、そういった部分をさらに機能強化していく必要はあるのかと思っております。

一方で、よく十二番議員等がお話しになります長野の北御牧とかああいっただ医療先進地のお話もございます。やはりそこに持

っていくにはいろんな条件等も必要になってくると思えます。今、垂井町でやれる部分、これをやはりしっかりとまず実践していくこと。そして、国の方針等にも影響される部分があるわけですが、そういったものをしっかりと見きわめながら、今でいいますとインフルエンザ対策でありますとか、そういった、その時々によってどうしてもこれは大事にやっていかなければならない事業というものは特化してくる部分、それから特定健診等が進められて、それぞれの自己管理という部分が言われる中の医療の充実といえますか、相談事業ですね。そういったものをしていかなければならない。やはりそういった時々に応じた形でのしっかりとした対応をしていきたいというのが基本的な考えであります。今の業務をさらに拡大という部分につきましては、非常にいろんな観点から考えていかなければならない部分がありますので、慎重に考えていかなければなりません。いずれにしても、やはり地域差指数といえますが、医療費が非常に高騰している状況もあります。そういったものを少しでも下げていく、そして健康な人を少しでもたくさんつくっていくというのが大きな命題としてあるわけでありますので、その実現に向けてこの保健センター活動をしっかりとまず充実していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 私は、この段階で何を言っておるんやというふうに言われるかもわかりませんが、この一般補正予算の中で

総括的なことで申し上げたいと思いますが、六月の議会のときに、私は、いわゆる前年度の国の二次補正、そして今度の新しい経済対策のための補正が出されて、特に、一年限りのものもありますし、二十三年まで引き継ぐものもありますが、いろいろ経済対策、あるいは緊急雇用対策とかということで出されてきた国の助成といたしましうか、補助金も含めてですが、そういうことについて、六月の議会では、副町長だったと思いますが、大変テクニカルな問題もあつて、そしてまだはつきりせん部分もあると。ですからこれから研究してということでした。そのときに私が言いましたのは、直接住民に係る、そういう援助といいますが助成、そういうものも研究してほしいということをおぼは言つたと思ひますが、今回、このいわゆる経済対策の、この一覧表を見たときもそうですが、本当に行政サイドだけの補正なわけですね、そこから見た。だから皆さんからたくさん疑問が出てくるわけですね。先ほども同僚議員から言われたように、自治会からの要望もあつて、それが予算の関係上、切つたところもたくさんあると思ひますが、そういうところはどうか。言いかえれば、まとめて言えば、住民の直接的な要望に対して、その要望を切つてしまつてきた部分がありますので、その部分と、今度のこの補正に対する受けとめ方を含めて、議会の皆さんとも相談するところのとき言われたと思ひます。私たちは一言も相談を受けておりません、この問題ではね。実はその辺のところを、具体的にどうやということではありません。この補正を組むについての姿勢について私は、遅きに過ぎるかもわかりませんが、どうしても問いたと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ほどの十番議員の御質問と少し趣旨が違つかとは思ひますが、今回の補正の中においても目玉的な部分として子育て応援の町単部分での補助も含んでおりますし、こちら辺はやはり住民ニーズがあつてのことというふうには思つておりますし、国において三歳から五歳だけでいいのかという部分、あるいは経済危機ということもありまして、消費を拡大する部分での応援ということでの対応等を考えたところでもあります。

また、額は小さいんですけども、安心・安全の部分で防災無線の関係等も予算組みをさせていただきました。そういった形で、その前には商工会の助成等もあつて、経済危機という部分での対策について十分配慮をしたところかというふうに思つております。これはやはり、個々の意見を聞き出せば、当然やはりいろいろな意見が出てきて、それをどうまとめていくかというのは大変なことになります。そういった部分をやらなければならぬところもありますけれども、この経済危機対策臨時交付金関係におきましては、やはり決められたルール、あるいは制約の中で最低限やっていかなければならない部分というものをそれぞれ選択して、今までの状況の中から選択してやってきたつもりでございます。そういった部分で、一〇〇%皆さんの思いを組み込めたかということ、至らなかつたところがあるのかもわかりません。しかし、何とかこれを実現して、今の状況を少しでも打破していくための足が

りというような形の中のこの予算対応ということを考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議会との相談という部分、確かに具体的になかなかということはありません。ですが、これからの基本的な考え方、いろんな部分で、先日の全協でも今後の方針等いろいろお話をさせていただく中で、またこれからも意見をいただいでいきたいというふうに思っております。これから垂井町が大きくいろんな事業を進めていく部分で、議会、それから住民との協働ということは避けて通れない重要な課題であるという認識は絶えず持っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 難しい問題と、それから時間、時期とか、短期間の間に出さなきゃならないというようなこともあって理解はするんですが、やはり基本的にその辺のところを、議会との意見交流もできなんだということだけは言っただけは言っただけかと思えますが、今答弁されましたんですが、今、同僚議員の方からも出されたんですが、シルバー人材センターの新しい建築用地について、排水の問題はどうなっているのか、どうもその辺が大変心配なんですけれども、水路があるのかなのか、それもちょっと調べるとどうもなさそうなので、その辺はどうなっているのか、改めて聞きたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 十二番議員の御質問でございますけれども、今回新しい消防署の前の計画予定地でございますけど、あの接続している土地の周辺には水路はございません、側溝は北側のところからずうっと消防署側へ排水路をつくりまして、今の町営の駐車場がございますけど、その北側ですね。そこを通過して、消防署の前のヤオセイの方から町道がございますけれども、あそこに側溝がございます、道路側溝が。そこへつながるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 五番広瀬文典君。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） 今回の補正予算の財源と各施策事業の執行に関してお尋ねをいたします。

今回、総額一億七千三百万円の補正という形で計上されております。そのうち約一億三千六百万円ほどが国庫支出金という形で出ております。これは御存じのように、国の方で緊急経済対策とかそういった関連にしまして補正予算という形の中で出てきております。従来でありますとそれがある程度確定した財源になろうかとは思っておりますけれども、今回につきましては、皆さん御存じのように政権交代が行われました。新政権においては、以前は補正予算に対して見直しを行うというようなことも申しておりますが、昨日の報道によりまして景気対策、特に地方に関しては考慮するというような報道もされておりましていいかと思うんですけれども、ただ、まだ確定されていない財源のもとに今回補正の審議をいたしておるわけでございます。

ここでお尋ねいたしたいのは、新政権においてこの経済対策等の国庫支出分において、仮定の話で申しわけございませんけれども、見直しとされる中で減額等があった場合、この事業に関して、今回補正で上がっている事業に対して町長は執行されるのかどうか、例えば減額された場合はその差額を一般財源から充ててするようにされるのか、それとも、それなりの国庫支出金の額に応じて事業を縮小されるのか、そういったところをまずお尋ねいたしたいと思います。

それでもう一つ、多分にやはりこれは経済対策、あるいは地方の必要な事業という形で、垂井町議会として責任持つて、議会としてもやはり判断をしていく必要があるかと思えますけれども、やはり財源等が定かでない中で、しかるに、先ほども言いましたようにきちっとしたこの事業を優先してされるかということの決意もお伺いするとともに、もう一つは、新政権に対して、財源確保のために町長はどのように行動されているかということも含めてお伺いをいたしたいと思えます。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 五番議員の御質問にお答えをさせていただきます。新政権発足に伴う財源の確保は大丈夫かという趣旨になってくるのかというふうに思います。

昨日、民主党の代表が首班指名されて新内閣が発足、閣僚が発表されてスタートしたという状況になります。けさでしたが、きのうでしたか、そういった中で新総理の方針、思いとして、地方分のそういった補正、今まで打たれている部分についてはある部

分配慮していききたいというようなニュアンスの新聞報道も見たところでございます。

このことに関しましては、一般の一般質問で三番議員の方からも同様の趣旨でいただいたところでございます。その中でもお答えをさせていただきましたけれども、やはりまだ何が削られてどうなってくるのか、具体的にわからない状況でございます。それで、対応として、全く事業をやめてしまうのか、あるいは縮減するのか、財源を組みかえるのかというふうないろんなテクニカルな部分と考えられるわけでありませうけれども、やはりそれが具体的に見えてきた段階でないとなかなか、今想定で物を言っても、どう変わっていくのかというのは非常にわかりづらいところだと。それは当方我々にとっても非常に今苦慮しておる現状でございます。その部分において、一つの考え方として、例えば財源を組みかえて、どうしてもこれは町単でもやっつけていかなければならないという事業もあれば、まあ、国から来ないのであれば、この部分はちょっと見直すかというふうなこともあるうと思えます。あるいは、交付する額をほかと合わせた形で、減額してでもそれを実行していくと。やり方はいろいろ出てくると思えますので、それはそのときそのときにまたお話をさせていただきながら、一緒に考えていきたいというふうに思っております。

それから、今後の財源のことでございますけれども、きょうの新聞にも、これからの地方六団体の新政権に対する要望というものをやっていかなければならないというふうに思います。やはり地方にとってインフラ整備というのは非常に重要な問題であるという認識がある。この部分が、財源の確保という部分がちょっと

我々にとつても非常に心配な部分がたくさんあります。そういったことを踏まえながら、今後しつかりと交渉していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 確認の意味でちょっと御質問させていただきたいんですが、担当委員会になりますので触れるのを避けておこうと思つたんですが、話の筋がちょっと変わってきたので確認をさせていただきたいと思います。

先ほどから出ておりますシルバー人材センターが新しく建設されるというような話の件なんですが、先ほどから出ております建設予定地の排水路の件なんですが、消防署の方につないでいくというような御答弁が先ほどからありましたが、こちら、消防署のすぐ北側にあります自治会、東二の自治会から、排水路が、大雨が降りますとあの辺ちよつと排水の便が悪いということで常々要望が上がつておつたと思うんです。先ほどからそちらの方に流していくというような話がちよつとありますので、そういった自治会要望等を考慮していただかないと、どれだけだんぷりに流していくかどうかはちよつとわからないですけれども、そういった下にあると言つたら言い方がちよつと語弊があるかもわかりませんが、そういった自治会のいろいろと排水の悪いことも出ておりますので、そういったことを考慮して排水路設置なんかされていくのかということをちよつと確認させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 三番議員の御質問で、消防署の前の自治会で排水が大雨のときにあぶれて困つていてという話を聞きまして、昨年、一部、側溝の流末の部分改修を行いました。そのときには自治会長さんも立ち会つていただきました。終わつたわけですが、今回のシルバー人材センターの建築につきましての排水につきましては、そこらあたり様子を見てまた対応していきたいと、このように思つておりますので、よろしくお願ひします。

〔発言する者あり〕

そうですね。一度また検討させていただきまますので、よろしくお願ひします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第四号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決され

ました。

別会計補正予算（第一号）

日程第五 議第五十八号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

議長（衣斐弘修君） 日程第五、議第五十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議第五十九号 平成二十一年度垂井町老人保健医療特

議長（衣斐弘修君） 日程第六、議第五十九号平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十九号平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議第六十号 平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第七、議第六十号平成二十一年度垂井

町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十号平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第八 議第六十一号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会

計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議第六十一号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十一号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第九 議第六十二号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

特別会計補正予算（第二号）

議長（衣斐弘修君） 日程第九、議第六十二号平成二十一年度垂

井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十二号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十 議第六十三号 平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第十、議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） 議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、八人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は八人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定しました。お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条第一項の規定により、藤埴理君、吉野誠君、木村千秋君、奥村耕作君、末政京子君、岩崎秋夫君、丹羽豊次君、小林敏美君、以上の八人を指名いたしたいが、これに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました八人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。（午前十時二十四分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時二十五分）

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に小林敏美君、副委員長に丹羽豊次君が互選されましたので報告いたしておきます。

日程第十一 議第六十四号 JR垂井駅南口エレベーター設置工

事請負契約の締結について

議長（衣斐弘修君） 日程第十一、議第六十四号JR垂井駅南口エレベーター設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第六十四号JR垂井駅南口エレベーター設置工事請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。本工事につきましては、去る九月十四日に指名競争入札に付しましたところ、岐阜市吉野町三丁目十番地、名工建設株式会社岐阜営業所 所長 伊藤寛雄が落札いたしましたので、この者と五

千二百二十九万円で請負契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第五号及び垂井町議決条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長並びに建設課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました件につきまして補足説明をいたします。

当該工事につきまして、去る九月十四日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。

お手元の資料、指名競争入札結果表を配付してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

本件の入札は、平成二十一年度入札指名人名簿登載者で特定建設業の許可を受けていらっしゃる業者、県内の八業者でもって執行をさせていただきました。一回目の入札で、予定価格以下でかつ最低価格者の名工建設が消費税抜きで四千九百八十万円で落札をいたしました。今回、予定価格が五千万円以上の設定をいたしておりますので、このたび本契約締結に必要とする議会の議決を求めるものでございます。

なお、完成期限につきましては、平成二十二年三月十五日でございます。よろしくお願いたします。

以上、補足とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 議第六十四号のJR垂井駅南口エレベーター設置工事につきまして概要を御説明申し上げます。

本工事は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の交通施設バリアフリー化事業として行うものでございます。垂井駅自由通路南口にエレベーターを一基設置いたします。

エレベーターの形式は省スペース・低騒音の特性を持つ機械室レス仕様で、用途は乗用兼車いす用でございます。定格積載量は七百五十キログラム、十一人乗りで、その他特記仕様といたしまして、視覚障がい者対応の音声案内装置及び、防犯対策といたしまして、かご内に防犯カメラつきを条件といたしております。エレベーターのかごの寸法は、間口一・四メートル、奥行き一・三メートル、室内高二・三メートルといたしております。一階東側から乗り、二階西側に出る二方向出入口といたしまして、建築物の附帯施設といたしましては一階のエレベーターホール及び二階の連絡通路を設けます。また、タクシー乗り場及び南口おり口からの連絡通路の雨対策といたしましてシエルトを五十九メートル設置いたします。

なお、この南口エレベーターの運転時間帯は、現在工事を進めております北口エレベーターと同様に午前五時二十分から零時三十分までといたし、垂井駅の営業時間帯といたす予定でございます。

なお、先ほど申し上げましたけれども、本工事の完成期限は平成二十二年三月十五日といたしております。

以上、概要を御説明申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） この工事は国の補正予算で地域活性化臨時交付金も使ったと思うんですね。その中で、多分、私の記憶では六千万円ほどの臨時交付金を使ったのではないかというふうに思うんですが、今回、設計金額は八千四百四十一万円、恐らく予算額もそれぐらいだと思うんですが、まず、もしこれが交付金を充てた分以下の金額であれば、その交付金、余ったのは返すのであるかどうか。設計金額は八千四百万円、落札が四千九百八十万円、税込み五千二百万円ほどですが、約三千二百万円余るわけですが、その差金の用途をどういふふうにご考えておられるのかということをお尋ねします。

それと、今、シエルトが約五十九メートルされると言いました。これは請負工事に入っていると解釈していいのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 六番議員の御質問でございますが、この地域活性化・生活対策臨時交付金事業、これは平成二十年度の事業でございます。繰り越しをいたしております。そういった事業で、額といたしましては五千二百三十八万八千円の交付金をいただいております。今回この落札額に消費税を掛けますと五千二百二十九万円ということになりますので、十五万二千円の持ち

出しということでございます。先ほど設計額の差額はどうかといった御質問でございますけれども、以内でございますのでこのままいきたいと、このように考えております。繰り越しいたしません。

それと、シエルターにつきましてはこの設計に入っております。よろしく願いました。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十四号JR垂井駅南口エレベーター設置工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十二 議第六十五号 朝倉運動公園野球場改修工事請負契

約の締結について

議長（衣斐弘修君） 日程第十二、議第六十五号朝倉運動公園野

球場改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第六十五号朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る九月十四日に指名競争入札に付しましたところ、岐阜市六条南三丁目十番十号、内藤建設株式会社代表取締役 内藤宙が落札いたしましたので、この者と五千三百十三万円で請負契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第五号及び垂井町議決条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長並びに建設課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されております議第六十五号の補足説明をさせていただきます。

当該工事につきましては、去る九月十四日の指名競争入札、これをもって執行いたしましたところでございます。お手元の資料、指名競争入札結果表をごらんいただきたいと思います。

本件の入札は、平成二十一年度の入札指名人名簿登載者の中で特定建設業許可業者のうち、県内の八業者で執行をいたし、二回目入札で、予定価格以下で、かつ最低価格の内藤建設が、消費税抜きでございますが、五千六十万円で落札いたしました。今回の工事、予定価格が五千万円以上の工事でございますので、このたびの本契約締結に必要な議会の議決を求めるものでござ

ございます。

なお、完成期限につきましては、平成二十二年三月十九日でございます。よろしくお願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 議第六十五号の朝倉運動公園野球場改修工事の概要を御説明申し上げます。

本工事につきましては、平成二十四年度に実施されます「ぎふ清流国体」軟式野球競技が朝倉運動公園野球場で開催されるため、都市公園事業の補助を受けまして実施するものでございます。本年度から三カ年計画でそれぞれ年度ごとに計画実施されるものでございます。

工事につきましては、既設スコアボードをスコアボード一体型バックスクリーンに改修するものでございます。当スコアボードの表示システムは、磁気反転素子にLED素子を装着したもので、自動表示をするものでございます。このシステムは、薄暮れどき及びナイター試合などの夜間時に視認性が高く、省電力の特徴を持っております。

なお、施設改良の内容につきまして、国体推進局と軟式野球の競技団体からの指摘事項により設計されたものでございます。

それではスコアボード一体型バックスクリーンの内容を御説明申し上げます。

幅は十九・二メートル、高さは基礎を含めまして七・七五メートル、厚みは二・四五メートル。上部にフラッグポールを五本。

それと、これの管理用のスチール階段一カ所を設けます。スコアボードは電気亜鉛メッキ鋼板、厚み一・六ミリにアクリル焼きつけ塗装をいたします。これに表示システムも組み込むものでございます。チーム名・得点表示部の操作は、反対側の一階本部席で遠隔操作が可能といたしております。

なお、本工事の工期は平成二十二年三月十九日でございます。実質の工事期間中は利用者の方の安全確保のために野球場は閉鎖いたしますので、御迷惑をおかけいたしますけれども、よろしく御協力をお願いいたします。

概要説明といたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十五号朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十三 議第六十六号 教育委員会委員の任命について

議長（衣斐弘修君） 日程第十三、議第六十六号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第六十六号教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員小竹一成氏の任期が九月三十日をもって満了するに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十六号教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十四 議第六十七号 名誉町民の顕彰について

議長（衣斐弘修君） 日程第十四、議第六十七号名誉町民の顕彰についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第六十七号名誉町民の顕彰について提案理由を御説明申し上げます。

永年にわたり垂井町の進展に多大な貢献をされました田中幸雄氏を名誉町民として顕彰いたしたく、垂井町名誉町民条例第三条の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

五番広瀬文典君。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） ただいま町長より名誉町民の顕彰についてということ、前町長の田中幸雄さんが上がってまいりました。

この場でそのようなことを聞いていいかわかりませんが、私も、この経歴等を拝見いたしておりますと非常に素晴らしい経歴をお持ちの方で、まさに適格だと私は思いますけれども、一つだけお尋ねいたします。御本人さんの内諾等はいただいておりますのかどうかについてお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 五番議員の質問にお答えをさせていただきます。

内諾といいますが、顕彰させていただきたいという旨はお伝えをいたしました。そのことを報告してあるだけで、その内諾、最終的にはこれは議会の同意案件でございますので、議会でどういふ判断をされるかということにかかってまいります。そういった意味で、この九月定例議会に被顕彰者として上程させていただきましたというお話をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十七号名誉町民の顕彰については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十五 議会議案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患

者の救済に関する意見書について

て

議長（衣斐弘修君） 日程第十五、議会議案第一号薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 議会議案第一号薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

平成二十年一月の薬害肝炎訴訟の和解に伴って制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテ、投薬証明等によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対しては、症状に応じて給付金を支払うことになりました。

しかし、C型肝炎は感染してから発症までに十年から三十年を経過するのに対し、カルテの保存義務は五年であることから、カルテによる証明が難しいこと、また裁判においては、国は医師の証人調べや過重な裏づけ証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済を一層困難にしています。

薬害C型肝炎患者を含むB型・C型肝炎約三百五十万人のウイルス性肝炎患者は、進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がん、死への恐怖にさいなまれ、命を失う者も多

数おり、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別・偏見を受けて、国の責任による救済を痛切に求めています。

よって、国会及び政府においては、衆参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、薬害再発防止策の構築を図り、これらの患者を救済するよう、政府に対し意見書を提出するものがあります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第一号薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十六 議員派遣の件

議長（衣斐弘修君） 日程第十六、議員派遣の件を議題といたし

ます。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第七回垂井町議会定例会を閉会いたします。（午前十時五十四分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 小林敏美

議員 広瀬康